

**島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる
流量計問題に関する立入調査結果
(第3回)**

平成27年10月16日

島根県防災部原子力安全対策課

松江市防災安全部原子力安全対策課

I 調査日時及び場所

1. 日時 平成27年9月17日(木) 10時00分～17時00分
2. 場所 中国電力㈱島根原子力発電所

II 調査内容

平成27年6月30日に中国電力(株)から連絡を受けた「島根原子力発電所における低レベル放射性廃棄物のモルタル充填に用いる流量計問題」について、9月11日に調査報告書が提出されたことを受け、立入調査を行い報告内容の検証を行った。調査項目は下記のとおり。

1. 本事案に係る事実関係
2. 本事案に係る原因分析結果
3. 報告書等の検証結果
4. 本事案に係る再発防止対策の検討状況

III 調査結果

1. 本事案に係る事実関係

本事案に係る事実関係に関して説明を受け、当該担当者の職場環境、並びに報告書記載の調査結果について資料等を用いて確認した。確認の結果、報告書に記載された事実関係と食い違う点は認められなかった。

確認結果の概要は次のとおり。

確認結果の概要

- 今回不正行為が発覚した計器（添加水流量計、モルタル充填流量計）の点検・校正の主管課である保修部（計装）の執務室の職場環境、配席図等を確認し、不正行為を実行した担当者（当該担当者）と周囲関係者との日々のコミュニケーション状況を確認した。
- 中国電力の社内手順書を確認し、発電所における正規の点検発注手続きの手順・内容、および発注に必要な添付資料・明細の様式・記載項目について説明を受けた。
- 本事案に係る当該担当者のメールの写し、および社内調査時の聞き取りメモを確認。当該担当者がメーカ代理店にメールで計器校正を依頼し

た際の連絡内容、その後のメーカ代理店とのやり取りなど、社内調査によって明らかになった事実関係について説明を受けた。

- 発電所内で開催される不適合判定検討会の概要と開催状況について社内手順書をもとに説明を受けた。また、調査報告書に記載されている平成25年度以降の固型化設備に関する不適合判定検討会（本事案に関する不適合を含む）の開催状況、協議内容について確認した。
- 今回問題になった計器の点検業務について、流量計校正および機器取り外しに係る関係書類を確認した。また、校正業務は発注されていたが、固型化設備に関する機器取り外しに係る工事の発注に際し、当該計器の校正の有無を確認する手順になっていない旨説明を受けた。
- 日本原燃の監査にあたり、監査通知を所内で回覧し、所長以下関係課へ周知及び対応依頼がなされていたことを確認した。また、保修部（計装）の監査対応は当該担当者一人の対応に任せていた状況について説明を受けた。

※詳細については別紙1「事実関係に係る調査結果（詳細）」参照

2. 本事案に係る原因分析結果

本事案の原因分析手順・結果について調査報告書に則って説明を受け、本事案の発生原因（①業務管理のしくみの問題、②業務運営の問題、③意図面の問題）の分析過程・分析結果を聞き取り確認した。確認の結果、原因分析等のまとめについて、中国電力が定め外部第三者が確認した手順に従い、実施されていることを確認した。

確認結果の概要は次のとおり。

確認結果の概要

- 業務管理のしくみの問題：
 - ・ 固型化設備に係る計器の点検実績管理表が未作成だったことを問題に挙げており、実績表が有れば校正未了の状況を確認・フォローできた可能性が高いとの説明を受けた。
 - ・ 点検工事等の発注要領は手順書とシステムで規定されており、社内ルール上、メール発注は不可との説明を受けた。また、今回調査で発覚したメールによる発注行為に関しては、管理者の承認を得ず当該担当者が独断で動いたことが問題と考えているとの説明を受けた。
- 業務運営の問題：
 - ・ 当該担当者は中堅社員であり担当業務に関する経験も積んでいたことから業務を一人に任せていたのが実態であり、本事案発生の一因と分析している。業務運営に関して、今後は内部チェック機能を強化していくとの説明を受けた。

- ・当該担当者が別の担当者に業務の引継ぎを行った際、流量計の点検業務も本来引き継ぐべきだったが、業務分担上では当該担当者が副担当の立場に残っていたため特に問題視はされなかったとの説明を受けた。
また、課内での引継ぎ（主担当の入替）に関しては明文化した引継ぎ書類を作らないケースが多いとの説明を受けた。

○ 意識面の問題：

- ・不適合を報告することで報告者本人が不利益を被らないことは発電所員の共通認識であり、当該担当者も過去に発生した不適合事象を報告していたとの説明を受けた。
但し一方で、当該担当者は普段の職場でのコミュニケーションは取るものの、本事案に係る相談は無かったことから、「報告する文化」が浸透しきっていなかったと分析している。

3. 報告書等の検証結果

中国電力社内調査結果の監査方法について説明を受け、社内監査班、および外部第三者、原子力安全文化有識者会議等による検証結果を資料等により確認した。報告書等の検証について、中国電力が定め外部第三者が確認した手順に従い、実施されていることを確認した。

確認結果の概要は次のとおり。

確認結果の概要

- 社内監査班の活動について、社内手順書をもとに監査の視点について説明を受けた。また手順書及び報告書について、外部第三者（弁護士）に内容の確認を受けた旨、説明を受けた。
- 原子力安全文化有識者会議、企業倫理委員会の開催要領、及び直近開催された各会議の議事概要について説明を受け、本事案に係る意見・提言内容、及び対応状況を確認した。
- 外部第三者（弁護士、コンプライアンス・リスク管理専門家）による調査の検証方法・検証結果について説明を受け、調査報告に対する意見・提言内容、及び対応状況を確認した。

※詳細については別紙2「報告書等の検証結果に係る調査結果(詳細)」参照

4. 本事案に係る再発防止対策の検討状況

9月17日時点での再発防止対策の検討状況・スケジュールについて調査報告書（添付—19, 20）に則って説明を受け、今後の対策検討方針を聞き取り確認した。今回の調査では方針を確認したのみであり、再発防止対策は今後具体化・実施されていくことから、対策の詳細や実施状況については引き続き確認していく必要がある。

確認結果の概要は次のとおり。

確認結果の概要

- 安全文化の浸透状況は社内アンケート（匿名）で確認されている。
点検不備以降、発電所員の安全意識に向上が見られるものの、全体の約6%（約20名）が意識・行動があまり変わっていない・全く変わっていないと回答しているため、所員全体の意識底上げに向け工夫を図る予定との説明を受けた。
（平成27年2月の有識者会議においても、現状に満足せずもう一段上を目指した取り組みを行うよう意見を受けている）
- 本事案の事例研修は平成27年10月末までに完了予定であり、来年度以降も同研修を継続予定との説明を受けた。
- 業務管理のしくみの改善を図る上で、EAMとは別のシステムを用いる案も検討中との説明を受けた。
（詳細は検討が終了した段階で別途説明を受ける予定）
- 固型化設備については設備稼働前に関係課で点検業務が完了していることなどを確認するホールドポイントを設けることとしている。また、固型化設備だけでなく、他にもホールドポイントを設ける必要がある設備を抽出する（対策を水平展開する）こととしているが、原子炉本体設備は既に全てホールドポイントを設定済みであり、廃棄物処理設備以外では追加設定が必要な設備はさほど出ない見込みとの説明を受けた。
- 再発防止対策として掲げている「業務に即した手順への見直し」とは、手順書記載や様式が業務実態と合っていない作業を抽出し、手順書を適正化することを意味するとの説明を受けた。
- 第三者からの意見・提言（報告書別紙1, 2）については、全て何らかの形で業務手順や再発防止対策へ反映予定との説明を受けた。
（意見・提言のうち、本事案の直接原因ではないものは再発防止対策とは切り離すが、第三者からの意見として業務に反映予定）
- 再発防止対策を講じた後の改善状況については、意見・提言を受けたコンプライアンス・リスク管理専門家による再検証も検討するとの説明を受けた。
- 再発防止対策の実施スケジュールに関しては更に詳細なアクションプランを作成中との説明を受けた。
（詳細は内容が纏まった後に別途説明を受ける予定）

事実関係に係る調査結果（詳細）

（１）当該担当者（保修部（計装））の職場環境

●確認資料

* 資料・要領類

- ア. 島根原子力発電所 保修部（計装）職場配席図
- イ. 島根原子力発電所 職位編成表
- ウ. 島根原子力発電所 保修部（計装）業務分担表

●確認内容

- ・ 保修部（計装）の執務室職場環境、配席を現地で確認し、当該担当者と職場同僚や上司との位置関係は非常に近いことを確認。
- ・ 不正な校正記録を含む書類を保管していた書庫を現地で確認した。また、当該書庫は鍵付きでは無く、誰でもアクセスができることを確認した。
- ・ 当該担当者の普段の素振りや職場でのコミュニケーションに特段の違和感はなく、周囲の関係者は当該担当者の不正行為に気付かなかったことを確認。
- ・ メーカー代理店は当該担当者への電話と直接来訪（面談）により流量計校正発注を督促（計５回）していたが、周囲の関係者は流量計校正を正式発注していないことに気付かなかったことを確認。

なお、以下の職場環境に係る要因から、周囲関係者が当該担当者とメーカー代理店のやり取りを直接聞き取ることは難しかったと考えられる旨、説明を受けた。

- － 執務室担当者には固定電話は割り当てられておらず、PHS のみ所持
- － PHS は席を離れて使用する場合あり
- － 通常、協力会社等が職場を訪れた際には執務スペース以外の場所で協議（自席近くには協議スペースが無い）

- ・ 不正な校正記録の写しは、当該担当者が文書編集ソフト（PDF またはドキュワークス）を用いて PC 上で作成・出力したのではないかと考えられることを確認。
- ・ 業務分担表によって設備単位で主担当、副担当が定められており、当該担当者が不正にメールで流量計校正を依頼した平成 25 年 8 月当時、雑固体廃棄物処理に係る固型化設備に関しては主担当（当該担当者）と副担当 2 名が割り当てられていたことを確認。

また、副担当 2 名のうち流量計の点検・校正業務に関わっていたのは 1 名のみであることを併せて確認。なお、この 1 名が後に引継ぎを受けたということの説明を受けた。

- ・ 平成 26 年 8 月に当該担当者が固型化設備の点検業務を当時の副担当に引継いだ際、業務分担表上の担当割当て以外に引継ぎ実績が確認できる資料は無く、周囲の関係者は一部の管理者を除き固型化設備流量計（メーカー点検により校正不可となっ

たものの)の点検・校正業務の引継ぎがなされていないことに気づかなかったことを確認。

- ・当該担当者の各月残業時間は他の保修部(計装)課内職員と比べ大きな差は無く、月に40時間程度の超過勤務で過度な業務負荷ではなかったことを確認。

(2) 点検・校正の発注方法、および当該担当者によるメール発注手続きの詳細

●確認資料

* 要領類

ア. 島根原子力発電所 工事業務管理手順書(QMS7-12-N01-49)

イ. 「(立案・決定票)物品購入請求票」共用設備 雑固体廃棄物処理設備 電磁流量計点検(請求No.1400016261)

ウ. S0H25_ 雑固体廃棄物処理設備 電磁流量計点検仕様書(請求No.1400016261)

- ・表紙および購入品明細

エ. 「小口工事請求票」モルタル設備電磁流量計取り外し(工事番号 2013243069)

* 記録類等

① 電磁流量計点検に伴う検収関係記録(請求No.1400016261)

- ・購入品明細 兼 受入検査記録
- ・納品書兼請求書
- ・検収原票

② 小口工事完了票兼請求書 モルタル設備電磁流量計取り外し

(工事番号 2013243069)

③ 当該担当者からのメーカー代理店あての電磁流量計校正依頼メール
(受信側コピー)

④ 聞き取りメモ(6/25 付 当該担当者、6/29 付 メーカー代理店)

⑤ 第三者(コンプライアンス・リスク管理専門家)7/18 付ヒアリングメモ

●確認内容

- ・発電所における正規の点検発注手続きの手順・内容、および発注に必要な添付資料の様式・記載項目について説明を受け、発注に係る手続きは一般的な手法であることを確認。
- ・発注手続きは手順書によって具体的に規定されており、メールによる発注依頼は社内ルールを逸脱するため通常行わないことを確認。
- ・本事案に係る当該担当者のメールの写し、および当該担当者とメーカー代理店からの聞き取りメモを確認し、当該担当者からのメールには正式発注に必要な点検仕様書表紙および購入品明細が添付されていたことを確認。
- ・当該担当者はメールで計器校正を依頼した後にメーカー代理店から正式発注の督促

を受けた（５回）にも関わらず、正規の発注を怠ったことを確認。

- ・ 第三者による当該担当者からのヒアリングメモを確認し、当該担当者は発注を急ぐためメールで点検を依頼したが、その後正式発注を失念していたことを確認。
- ・ メーカーでの点検により流量計の不調（校正不可）が確認された後に当該担当者に流量計が返送された際、校正の正式発注が完了していなかったため不調品の校正明細の所在は不明であったことを確認。

（３）不適合判定検討会の運用・開催状況

●確認資料

* 要領類

ア. 島根原子力発電所 不適合管理、是正処置手順書（QMS8-04-N01-34）

* 記録等

- ① 作業依頼票「雑固体廃棄物処理設備モルタル固化装置モルタル充填流量計点検」
- ② 不適合判定検討会協議資料、議事録（平成２７年６月２９日 付、８月７日付）
- ③ 不適合報告に係る所員情報メール（平成２７年６月２４日 付）

●確認内容

- ・ 不適合判定検討会の概要、開催状況を確認し、検討会は発電所品質保証部長を主査としてほぼ毎日開催されており、所内で発見・報告された各事象について都度協議されていることを確認。
- ・ 平成２５年度以降の固型化設備に関する不適合判定検討会（調査報告書添付—１５、事象関連図に記載されている範囲）の開催状況を確認。
- ・ 固型化設備のコンベアインバータ故障（平成２５年９月２５日）が不適合判定検討会にかけずに処理されていた事案を確認。
このことについて、平成２５年当時は定期検査中に生じた不具合は（不適合判定検討会に報告せず）不具合連絡票によって処理する運用としていたが、現在は定期検査に関わらず全て不適合判定検討会にかけよう周知しているとの説明を受けた。
- ・ 平成２５年９月に固型化設備流量計がメーカー点検にて校正不可と判定された事象については、流量計校正が正式に発注されていなかったため所内に報告されず、不適合として挙げられなかったとの説明を受けた。
- ・ 平成２７年６月の日本原燃の監査において発覚した今回の不正行為に係る不適合判定検討会の開催状況について、以下の通り説明を受けた。
 - － ６月２４日に添加水流量計の校正記録原本（２回分）が無いことが所員から報告され、同日中に不適合判定検討会で協議されたが、判断材料不足のため不適合判定は保留された。

- 6月29日の不適合判定検討会で改めて監査で発覚した校正記録の不適切な取り扱いに 関して協議し、不適合グレードBと判定された。
- 8月5日に校正記録の不適切な取り扱いが原子力規制委員会で保安規定違反（監視）と判定されたことを受け、8月7日の不適合判定検討会で同事案について再度協議し、不適合グレードをAに見直した。

（４）固型化設備（流量計含む）の保守管理状況

●確認資料

* 要領類

ア. 固型化設備第7回点検計画（平成25年6月17日承認）

* 記録類等

- ①小口工事請求票・作業票（平成25年8月8日付 流量計取り外し工事）
- ② 聞き取りメモ（課長、課長代理、副長 平成27年7月29日）
- ③ 固型化設備運転日誌（平成26年5月14日）

●確認内容

- ・ 固型化設備の保守管理については、点検計画を定め、これに基づいて定期点検を行うものであることを確認。
- ・ 平成25年8月8日に当該担当者が協力会社に流量計取り外しを発注した際の小口工事請求票を確認し、当該担当者の上司は流量計取り外しを承認していたことを確認。（本来、課長代理が決裁していたが、不在だったことから課長代理の上司である課長が決裁した）
 - このことについて、流量計は清掃で取り外す場合もあり、取り外し工事と点検校正業務は必ずしも同一業務ではないため、工事発注時に校正の発注状況を確認することはないとの説明を受けた。
- ・ 上記請求票に、工事の実施理由が示されていないことを確認した。また上司は承認に際し理由の確認までは行わないとの説明を受けた。
- ・ 平成25年9月20日に固型化設備コンベアインバータが不調であることの「不具合連絡票」を協力会社から受けた際、定期点検の期間内に修復が可能なものについては不適合に該当しないという判断から、当該担当者は副長まで受領印が必要であるにも係わらず内部共有せず、不適合判定検討会にも報告しなかった旨説明を受けたが、本来であれば速やかに不適合判定検討会にかけべき事案であったことを確認した。（その後、インバーター式を取り替える旨、当該担当者を含め内部で判断したが、その際も不適合判定検討会に報告しなかったことを確認した）
- ・ 平成26年5月14日にモルタル充填固型化設備が運転再開されたことを、運転日誌から確認した。また運転再開まで、またはそれ以降に、校正状況を確認する取り決めが無かったことを確認した。

（５）日本原燃(株)による監査への対応状況

●確認資料

* 要領類・記録類等

- ア. 監査計画書（平成２６年１１月分）
- イ. 監査計画書（平成２７年６月分）
- ウ. 監査速報（平成２７年６月分監査終了後、日本原燃作成）
- エ. 埋設事業者による廃棄体製作に係わる監査の対応について（依頼）
（平成２６年１０月２０日付、平成２７年５月２１日付）

●確認内容

- ・ 監査については、低レベル放射性廃棄物の輸送前には必ず行われることを確認。
- ・ 「埋設事業者による廃棄体製作に係わる監査の対応について（依頼）」により、技術部課長（放射線管理）から関係課（発電部課長（第一発電）、保修部課長（原子炉）、保修部課長（計装））に対し監査があることが周知されており、必要な書類など対応が依頼されていることを確認。また、監査対応に原本が必要とは明記されていなかったが、関係課は原本の必要性について認識していたとの説明を受けた。
- ・ 監査にあたっては、当該担当者が上長の指示により資料準備・監査対応を行っていた（副長はクロージングミーティング（１９日）のみ出席）ことを聞き取り及び監査速報により確認。
- ・ 保修部（計装）からは、業務を引継がれた本来の担当は出席せず、監査対応の経験のある当該担当者一人が対応していたとの説明を受けた。
- ・ 監査への提出資料は、急ぎであるために添付資料（不正があった記録）が無い状態で押印していることを聞き取りにより確認。
- ・ 平成２７年６月１７日の監査時に、日本原燃から原本の提出を求められたことを聞き取り及び監査速報により確認。
- ・ 流量計（計測器）の説明は保修部（計装）が説明責任を負っており、当該担当者が虚偽の説明を行った際、その場で疑義を呈す関係者はいなかったことを確認。

報告書等の検証結果に係る調査結果（詳細）

（１）監査班による検証結果

●確認資料

* 資料類

ア. 監査班の活動手順書

* 記録類等

①原子力安全推進協会（J A N S I）との面談記録

●確認内容

- ・ 監査班は考査部門の部長をトップとした 12 名体制とし、調査チーム、原因分析チームが策定した調査手順書における調査方法の妥当性及び調査内容、調査結果の適当性を評価していることを確認した。
- ・ 監査にあたっては、調査チーム、原因分析チームが策定した調査手順書に調査目的、調査体制、調査の範囲などが定められているかといった確認項目を監査手順書に定め、外部第三者（弁護士）の検証のうえ、監査手順書に従い確認した旨の説明を受けた。
- ・ 監査班の指摘により調査チームの調査手順書に是正が行われていることを確認した。
 - － 点検実績の確認範囲について、当初計画では E A M 備考欄で管理されていたものを対象としていたが、指摘により E A M 管理していない機器（E A M データ整備 時に管理対象外とした機器）についても確認対象とした。
 - － 当該担当者が行った業務の確認範囲について、当初計画では E A M 整備後（H25～）のものを対象としていたが、指摘により整備前（H22～H24）のものについても確認対象とした。
- ・ 本事案における組織的関与の有無について、当該担当者、現・前課長、課長代理、副長、同僚（副担当）にインタビューを行い、事案の事実関係、動機等の有無、不正の背景、不適合管理についての認識、当時の職場風土、その他必要な事項などについて確認し、組織的関与が無かったと判定していることを確認した。
- ・ 原因分析チームが提示した原子力安全推進協会（J A N S I）との面談記録により、中国電力の原因分析手法について「背後要因から組織的要因まで抽出できることから根本原因分析の必要は無いと考える」と意見があったことを確認した。また、J A N S I からの提言を報告書（要因関連図（報告書添付 17）など）に反映させたことなどについて説明を受けた。

（２）原子力安全文化有識者会議、企業倫理委員会からの提言内容

●確認資料

* 記録等

- ① 原子力安全文化有識者会議（平成２７年９月５日開催）の議事概要
- ② 企業倫理委員会（平成２７年８月１８日 開催）の議事概要

●確認内容

- ・ 直近の原子力安全文化有識者会議、企業倫理委員会における本事案に係る意見・提言については、社内教育をはじめとした再発防止対策に反映予定であることを確認。
 - ・ 有識者会議にて不正行為に対する厳格な処罰を勧める意見があったが、別途会議後に発言した委員から「ルールを逸脱した行為に対して上司は厳しく叱るべき」という主旨であったことを確認し、「管理者責務に関する教育・研修の充実等」（報告書 41 頁「d. 人材育成面について」に記載）に意見反映する予定であるとの説明を受けた。
 - ・ 有識者会議にて他社の事例研修導入を求める意見があったが、これについては既に所内研修に導入済であるとの説明を受けた。
 - ・ 所員のモチベーション向上が必要という主旨の提言は平成２７年２月の有識者会議から引き続いて受けており、継続して対応するとの説明を受けた。
 - ・ 有識者会議での意見を受け、地域行事等への所員参加人数を一層増加する予定であるとの説明を受けた。
 - ・ 企業倫理委員会は中国電力の山下会長を委員長として四半期に一度、非公開の場で開催（議事録のみ公開）しているが、本事案に関しては８月１８日に臨時会議を開催して協議したことを確認。
 - ・ ８月１８日の臨時会議では暫定版の調査報告書を用いて調査内容・結果を説明しており、調査報告書最終版にはその際に受けた意見・提言を記載しているとの説明を受けた。
- また、９月１６日に開催された定例の企業倫理委員会において調査報告書最終版の内容説明を行っており、その際には特に意見は無かったとの説明を受けた。

(3) 外部第三者による検証結果

●確認資料

* 記録等

- ① 外部第三者と中国電力の面談記録
- ② 外部第三者による聞き取り調査メモ
- ③ コンプライアンス・リスク管理専門家の所見メモ（7月31日 付）

●確認内容

- ・ 外部第三者との会合状況、および外部第三者による現場調査、関係者聞き取り調査の実績を確認し、弁護士（高岡氏、田中氏）と計14回、コンプライアンス・リスク管理専門家（笹本氏）と計8回の会合を行ったことを確認。
また、直接の会合や聞き取り調査以外にも随時メールで情報交換した実績がある旨説明を受けた。

* 弁護士による調査に係る確認事項

- ・ 調査計画段階、調査実施段階の各々で直接確認した実績について、以下のとおり説明を受けた。
 - － 計画段階における調査方法・体制を直接確認し、特にコメント無し
 - － 調査・分析班の事象関連図、要因分析シートを直接確認
 - － 監査班の評価チェックリスト、サンプリングリストを自ら検証。「固型化設備の管理」記録が本来作成されるべき時期に作成されていなかったことについて指摘あり
- ・ 調査資料の説明は、監査班から都度直接行っていたとの説明を受けた。
- ・ 社外検証意見書（別紙1）については8月18日時点の調査報告書案をもとに作成されており、調査報告書最終版を改めて提出した際にはコメントは無かったとの説明を受けた。
- ・ 補足意見（別紙1 3～5頁、①～③）の反映状況・予定については以下のとおり。
 - ① 「固型化設備の管理」記録が点検の都度作成されていなかったことを問題点の一つとして抽出（意見を直接分析対象要因として反映）
 - ② 意見を踏まえ、記録原本のセキュリティ強化（施錠管理等）についても取り組む予定
 - ③ 各所員の適正の見極め（適切な業務配置）、職務遂行過程の適切なコントロールについても管理者によるマネジメント改善、内部 牽制強化の中で取り組む予定

* コンプライアンス・リスク管理専門家による調査に係る確認内容

- ・ 7月7日以降、6回の調査・打合せ（そのうち現地調査2回、中国電力本社で

の聞き取り調査３回）を実施し、適宜弁護士と意見交換したことを確認。

- ・ 本事案以外にも、島根原子力発電所における点検不備問題（平成２２年発覚）とＥＡＭのシステム概要について中国電力から説明済。
- ・ ７月１８日に実施した当該担当者の面談及びライン管理者等の周囲関係者からの聞き取り調査結果（ライン管理者については直接聞き取り）をもとに、本人の特徴的なパーソナリティを把握している。
- ・ 中国電力による再発防止対策の検討手順・結論については妥当と判断されている。
- ・ 再発防止対策に関する補足意見（別紙２ ７～８頁）については、全て今後の再発防止対策（社内教育等）において考慮していく予定。
- ・ 調査報告書別紙２に記載されている事項以外にも、「ＥＡＭによる点検実績の見える化が出来ていない部分がある」、「監査に担当者一人に対応していたのは一般的ではない」との指摘を受けている。